

国際教養大学新学生宿舎整備事業  
事業者選定基準

2019年9月30日

公立大学法人 国際教養大学

## 目 次

1. 本書の位置づけ.....	1
2. 事業者選定の概要.....	1
(1) 事業者選定方式.....	1
(2) 事業者選定方法.....	1
(3) 事業者選定の体制.....	1
3. 審査の手順.....	3
(1) 入札参加資格確認審査（第一次審査）.....	3
(2) 提案内容審査（第二次審査）.....	3
4. 入札参加資格確認審査（第一次審査）.....	4
(1) 入札参加資格確認.....	4
(2) 提案付帯事業提案の採否.....	4
5. 提案内容審査（第二次審査）.....	4
(1) 入札金額の適格審査.....	4
(2) 基礎項目の適格審査.....	4
(3) 性能審査.....	6
(4) 価格審査.....	14
(5) 優秀提案者の選定.....	14
6. 事業者の決定.....	14

## 1. 本書の位置づけ

国際教養大学新学生宿舎整備事業事業者選定基準（以下「事業者選定基準」という。）は、国際教養大学（以下「大学」という。）が、国際教養大学新学生宿舎整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定を行うに当たって、最も優れた提案を行った入札参加者（以下「優秀提案者」という。）を選定するための方法及び評価項目等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

また、大学が、本事業を実施する事業者を選定するに当たっては、事業者選定基準とともに、入札参加者に交付する入札説明書等を踏まえて行うものとする。

## 2. 事業者選定の概要

### (1) 事業者選定方式

本事業を実施する事業者には、施設整備段階から維持管理・運營業務段階の各業務を通じて、効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い技術的能力・総合力が必要になってくる。

したがって、事業者の選定に当たっては、入札金額とともに、事業運営能力、施設整備能力、維持管理・運営能力等その他の条件等を総合的に評価し落札者を決定する、総合評価落札方式による一般競争入札をもって行う。

### (2) 事業者選定方法

事業者の選定は、二段階の審査により実施し、第一次審査として入札参加資格確認審査、第二次審査として提案内容審査を行う。

なお、入札参加資格等審査は、提案内容審査のための提案を受け付ける入札参加者を選定するためにのみ用いることとし、入札参加資格等審査の具体的な内容を提案内容審査には持ち越さない。

### (3) 事業者選定の体制

大学が設置した「国際教養大学新学生宿舎整備事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）は、事業者選定基準を審議するとともに、入札参加者より提出された入札書等及び提案書の審査を行い、優秀提案者を選定する。

なお、審査委員会で審議された内容については、客観的な評価（審査講評）として、優秀提案者として選定（決定）された者との基本協定の締結後に公表する。

また、審査委員会は以下の 11 名の委員で構成され、審議内容は原則として非公開とする。

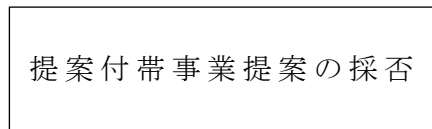
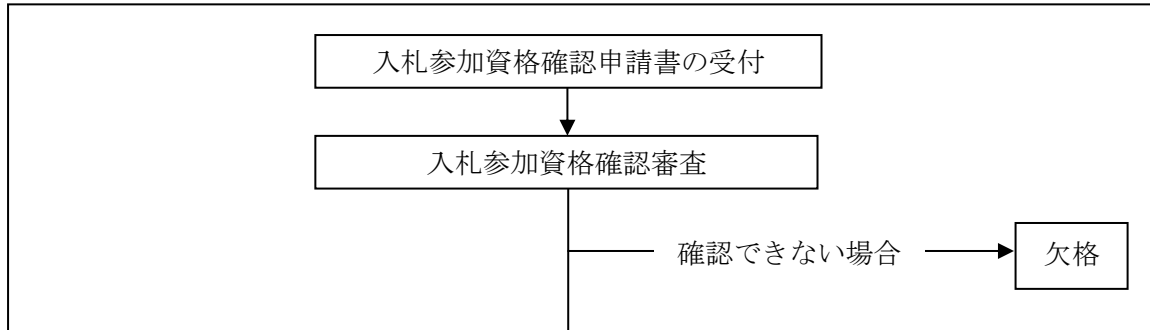
### 審査委員会の審査委員

役 割	氏 名	所 属 ・ 職 名 等
委員長	鈴木 典比古	公立大学法人 国際教養大学 理事長（学長）
委 員	磯貝 健	公立大学法人 国際教養大学 常務理事（副学長）
	熊谷 嘉隆	公立大学法人 国際教養大学 理事（副学長、教授）
	シヨーン ・オライリー	公立大学法人 国際教養大学 准教授
	嶋 ちはる	公立大学法人 国際教養大学 准教授
	長沼 奈絵子	公立大学法人 国際教養大学 助教（学生部長）
	石川 定人	公立大学法人 国際教養大学 事務局長
	伊藤 美香	公立大学法人 国際教養大学 参事兼学生課長
	伊藤 政仁	秋田県高等教育支援室 室長
	金沢 克己	秋田県営繕課 主幹兼班長
	高橋 行文	一般財団法人秋田県建築住宅センター 理事長

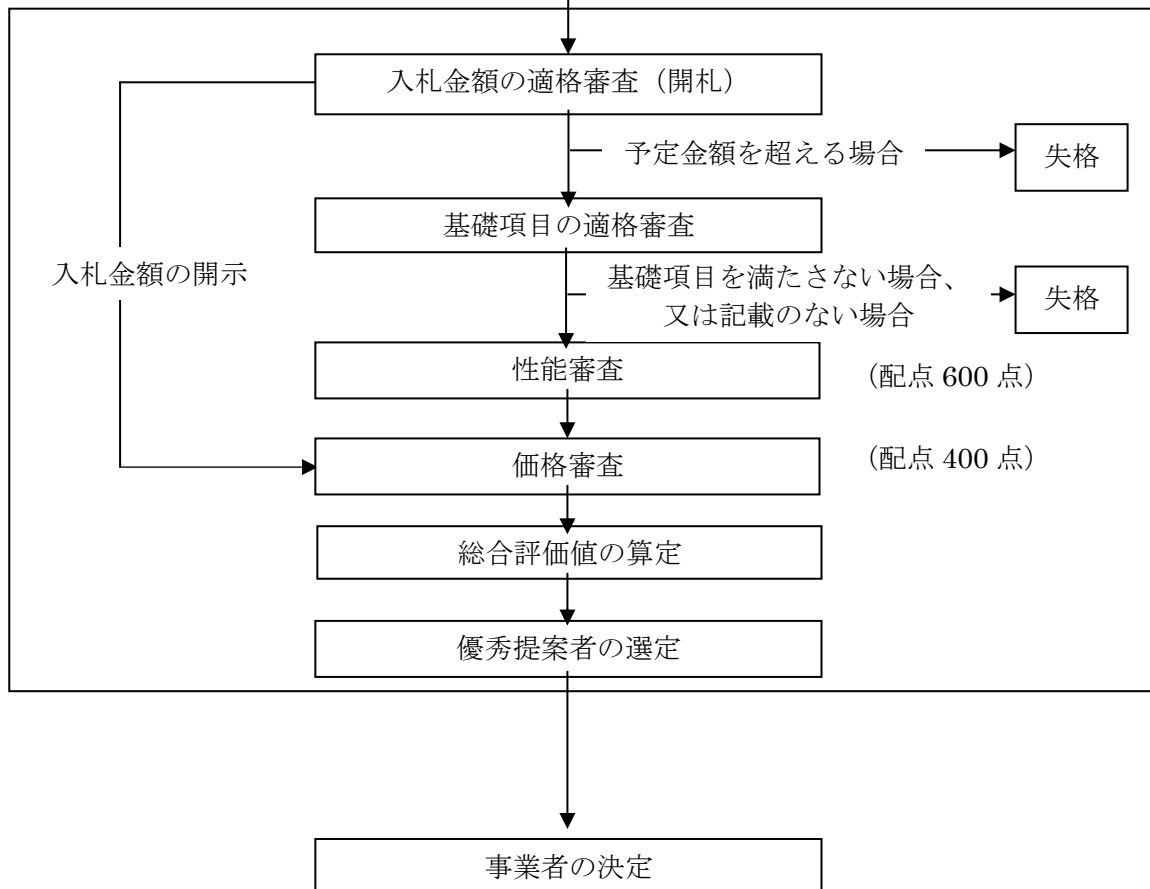
### 3. 審査の手順

審査の手順は、次のとおりである。

#### (1) 入札参加資格確認審査（第一次審査）



#### (2) 提案内容審査（第二次審査）



#### 4. 入札参加資格確認審査（第一次審査）

##### (1) 入札参加資格確認

大学は、入札参加者が備えるべき入札参加資格の要件（入札説明書に記載の要件）を満たしているかどうかの確認審査を行う。1項目でも当該要件を満たしていない場合は、当該入札参加者を欠格（入札参加資格がない。）とする。

##### (2) 提案付帯事業提案の採否

大学は、入札参加者から提出された様式に基づいて提案付帯事業提案書の採否を行う。

#### 5. 提案内容審査（第二次審査）

##### (1) 入札金額の適格審査

大学は、入札金額が予定価格の範囲内であることを確認する。予定価格を超える場合は、当該入札参加者を失格とする。

全ての入札参加者の入札金額が予定価格を超えている場合は、再度入札を行う。この場合、再度入札に際して提案内容の変更を行うことは許されるものとする。

##### (2) 基礎項目の適格審査

審査委員会は、基礎項目の適格審査において、入札金額が予定価格の範囲内であることが確認された入札参加者より提出された提案書の内容が、入札説明書等で規定されている要求水準のうち、下記の基礎項目を全て充足しているかについて審査を行う。

基礎項目を全て充足している場合は適格とし、1項目でも基礎項目を充足していない場合又は基礎項目について記載のない場合は、当該入札参加者を失格とする。

## 1) 審査項目及び審査基準

審査項目		審査基準
① 事業計画に関する事項	ア 事業工程	a 実現可能な事業行程となっているとともに、事業条件が満たされていること。
	イ 入札金額	a 算定方法に誤りがないこと。
	ウ 特別目的会社	a 出資内容が明記され、出資条件が満たされていること。
	エ 大学の支払条件	a 施設整備に係る対価の算定方法に誤りがなく、支払条件が満たされていること。
		b 維持管理・運營業務に係る対価の算定方法に誤りがなく、支払条件が満たされていること。
	オ 保険の付保	a 事業者が義務づけている保険に付保されること。
	カ 資金調達	a 資金調達方法、金額、条件などが明示されていること。
	キ 事業収支	a 事業収支の計算に誤りがないこと。
b 各種発生費用の項目及び算定方法に誤りがないこと。		
c 年度ごとの極端なキャッシュフロー変動や資金不足がないこと。		
② 施設整備業務に関する事項	a 施設整備業務において、要求水準（必要諸室、室数、面積等）が満たされていること。	
	b 設計業務及び建設業務の実施体制と実施内容について、要求水準が満たされていること。	
③ 維持管理業務に関する事項	a 維持管理業務の実施体制と実施内容について、要求水準が満たされていること。	
④ 運營業務に関する事項	a 必須の付帯事業が提案されていること。	
	b 運營業務の実施体制と実施内容について、要求水準が満たされていること。	

### (3) 性能審査

審査委員会は、基礎項目の適格審査において適格とされた提案書の内容について、性能審査を行う。性能審査は、以下に示す加点項目、審査基準により審査を行い、配点に応じて得点を付与する。得点の合計は600点満点とする。

評価項目			配点		
1) 事業計画に関する事項	① 事業全体の実施体制に関する事項	ア 事業実施における取組姿勢、総合的な体制、事業継続等の安定性	20	40	
	② 事業収支計画に関する事項	ア 資金調達等の確実性、事業収支等の安定性	20		
2) 国際教養大学らしさを感じる施設づくりに関する事項	① 国際教養教育の実践に資する施設づくりに関する事項	ア 国際教養教育の実践に資する施設づくり	60	100	
	② 景観や周辺環境に配慮した施設づくりに関する事項	ア 景観や周辺環境に配慮した施設づくり	40		
3) 施設整備業務に関する事項	① 生活しやすい快適な施設づくりに関する事項	ア 配置計画の適切性	50	170	290
		イ 平面・断面計画の適切性	70		
		ウ 什器・備品計画の適切性	20		
		エ ユニバーサルデザインの適切性	10		
		オ 管理人室及び倉庫の適切性	20		
	② 安全・安心な施設づくりに関する事項	ア 災害対策やセキュリティ対策の適切性	30	60	
		イ 遮音対策やシックハウス対策の適切性	30		
③ 維持管理費の軽減に配慮した経済的な施設づくりに関する事項	ア 維持管理費の軽減に関する適切性	50			
④ 施工計画に関する事項	ア 工程管理、品質管理、周辺環境への配慮等の適切性	10			
4) 維持管理・運営業務に関する事項	① 維持管理業務に関する事項	ア 実施内容等の適切性	40	90	
	② 運営業務に関する事項	ア 実施内容等の適切性	20		
	③ 付帯業務に関する事項	ア 必須付帯業務(コインランドリー設置・運営)、提案付帯業務の適切性	30		
5) 地域経済への配慮や地域資源の活用に関する事項	① 地域経済への配慮に関する事項	ア 県内企業の活用等への配慮	40	80	
	② 県産木材利用推進に関する事項	ア 県産木材の利用推進への配慮	40		
合計			600		



1) 事業計画等に関する事項・・・配点合計40点

①事業全体の実施体制に関する事項（配点20点）

加 点 項 目	審 査 基 準	配 点
ア 事業実施における取組姿勢、総合的な体制、事業継続等の安定性  <b>主な評価対象様式</b> <様式30>	a 本学のミッションステートメントや本事業の目的を深く理解し、大学が目指すグローバルリーダーの育成に資する施設を整備・維持管理・運営していくため、大学と連携して事業に取り組んでいこうとする積極的な姿勢が示されているか。	20
	b 各業務の実施体制、大学との連絡体制、事業者の構成（SPCの構成員、協力会社等）、情報共有体制、品質管理体制、業務支援体制等が適切で、本事業を効率的かつ効果的に実施するための優れた提案がなされているか。	
	c 事業継続等において、特別目的会社への出資者や業務の受託者の破綻等に対応できる方策（仕組）など、事業の安定的な継続に資する提案がなされているか。	
	d 事業継続等において、想定されるリスクの的確な分析とともに、これらのリスクに対応できる方策（仕組）など、事業の安定的な継続に資する提案がなされているか。	
	e その他、実施体制、事業継続等において独自の提案がなされているか。	

②事業収支計画に関する事項（配点20点）

加 点 項 目	審 査 基 準	配 点
ア 資金調達等の確実性、事業収支等の安定性  <b>主な評価対象様式</b> <様式31～34>	a 資金調達等において、確実な提案がなされているか。	20
	b 事業収支等において、各業務と整合がとれているなど、安定的な提案がなされているか。	
	c その他、資金調達等、事業収支等において独自の提案がなされているか。	

2) 国際教養大学らしさを感じる施設づくりに関する事項・・・配点合計100点

①国際教養教育の実践に資する施設づくりに関する事項（配点60点）

加 点 項 目	審 査 基 準	配 点
<p>ア 国際教養教育の実践に資する施設づくり</p> <p>主な評価対象様式 ＜様式36＞</p> <p>主な評価対象図面 ＜配置図、平面図、断面図、詳細平面図＞</p>	<p>a 単なる生活の場ではなく、国際感覚の研鑽、協調性や社交性、積極性の涵養など、「人間力」を育む学びの場となる施設として、効果的かつ具体的な提案がなされているか。</p> <p>b 大学が取り組んでいる「テーマ別ハウス」（特定のテーマをもとに集まった学生が共同生活を行いながら様々な活動を行う）に対応した施設として、効果的かつ具体的な提案がなされているか。 (居室ユニット内の工夫、多目的ルームの部屋数や汎用性・機能性など)</p> <p>c 日本全国、世界各国・地域からの多様な学生による多文化共生に対応した施設として、独自の提案がなされているか。</p> <p>d その他、国際教養教育の実施に資する施設づくりに関する独自の提案がなされているか。</p>	60

②景観や周辺環境に配慮した施設づくりに関する事項（配点40点）

加 点 項 目	審 査 基 準	配 点
<p>ア 景観や周辺環境に配慮した施設づくり</p> <p>主な評価対象様式 ＜様式37＞</p> <p>主な評価対象図面 ＜透視図、配置図、平面図、立面図、仕上表＞</p>	<p>a 学生寮や学生宿舎、講義棟や図書館など、既存のキャンパス施設と調和がとれ、一体感のある施設として、施設の配置・平面・動線計画、内装・外装計画等に具体的な提案がなされているか。 ※ 新学生宿舎の完成後に、学生宿舎（ユニバーシティビレッジ）は解体撤去し、学生寮（こまち寮）は大規模改修を行う予定である。</p> <p>b 既存のキャンパス施設に加え、桜並木、市民農園やグラウンドゴルフ場等の周辺環境、その他周辺の自然景観等に配慮した施設として、独自の提案がなされているか。</p> <p>c その他、景観や周辺環境に配慮した施設づくりに関する独自の提案がなされているか。</p>	40

3) 施設整備業務に関する事項・・・配点合計290点

①生活しやすい快適な施設づくりに関する事項（配点170点）

加 点 項 目	審 査 基 準	配 点
<p>ア 配置計画の適切性</p> <p>主な評価対象様式 ＜様式39＞</p> <p>主な評価対象図面 ＜透視図、配置図＞</p>	<p>a 配置計画が適切で、入居者の生活を快適なものにするため、効果的かつ具体的な提案がなされているか。 （日当たり・プライバシーへの配慮、維持管理・運営、警備等のしやすさなど）</p> <p>b 講義棟やカフェテリア等への移動動線やサービス・緊急車両等のアクセスに配慮した効果的かつ具体的な提案がなされているか。</p> <p>c 積雪時の移動動線の確保や除雪作業に配慮した効果的かつ具体的な提案がなされているか。</p> <p>d その他配置計画において独自の提案がなされているか。</p>	50
<p>イ 平面・断面計画の適切性</p> <p>主な評価対象様式 ＜様式40＞</p> <p>主な評価対象図面 ＜平面図、断面図、詳細平面図＞</p>	<p>a 諸室が適切に配置され、施設内における交流促進や生活しやすい快適な住空間とするため、効果的かつ具体的な提案がなされているか。 （日当たり・プライバシーへの配慮、機能的な諸室配置、男女分け、管理・警備等のしやすさ、分かりやすく明快な平面構成・動線計画など）</p> <p>b ユニット内の空間デザインが適切かつ機能的で、日常的なコミュニケーションの活性化や生活を魅力的なものにするため、効果的かつ具体的な提案がなされているか。 （間取り、居室・共用部分の広さや機能的な配置、洗面台の工夫など）</p> <p>c その他、平面・断面計画において独自の提案がなされているか。</p>	70
<p>ウ 什器・備品計画の適切性</p> <p>主な評価対象様式 ＜様式41＞</p> <p>主な評価対象図面 ＜平面図、詳細平面図、什器・備品リスト＞</p>	<p>a 設備・備品類の計画が適切で、入居者の利便性向上に向けて、効果的かつ具体的な提案がなされているか。 （空調、メールボックス、家具類、収納（私物の個人管理のしやすさ等）、調理設備、掲示板、カーテン類など）</p> <p>b 本事業に含まれない備品類（冷蔵庫、電子レンジ、薄型テレビ）の設置場所について、機能的な提案がなされているか。</p> <p>c その他、什器・備品計画において独自の提案がなされているか。</p>	20

<p>エ ユニバーサルデザインの適切性</p> <p><b>主な評価対象様式</b> ＜様式 4 2＞</p> <p><b>主な評価対象図面</b> ＜平面図、詳細平面図＞</p>	<p>a バリアフリールームについて、車椅子での生活など、ハンディキャップのある入居者が安全で快適に生活するため、効果的かつ具体的な提案がなされているか。 (居室の間取り・広さ、設備・備品の機能的な設置など)</p> <p>b その他、バリアフリールーム以外を含めて、施設全体のユニバーサルデザインについて独自の提案がなされているか。</p>	<p>10</p>
<p>オ 管理人室及び倉庫の適切性</p> <p><b>主な評価対象様式</b> ＜様式 4 3＞</p> <p><b>主な評価対象図面</b> ＜平面図、詳細平面図＞</p>	<p>a 管理人 2 名程度が常駐し、緊急時の連絡対応、入居者の窓口対応等を円滑に行うため、効果的かつ具体的な提案がなされているか。(間取り・広さ、機能性など) また、入居者サービスの向上に向け、管理人室等を活用するための独自の提案がなされているか。</p> <p>b その他、管理人室及び倉庫の機能性等において独自の提案がなされているか。</p>	<p>20</p>

②安全・安心な施設づくりに関する事項（配点 60 点）

加 点 項 目	審 査 基 準	配 点
<p>ア 災害対策やセキュリティ対策の適切性</p> <p><b>主な評価対象様式</b> ＜様式 4 4＞ ＜様式 4 5＞</p> <p><b>主な評価対象図面</b> ＜構造計画概要、電気設備計画概要、機械設備計画概要、配置図、平面図＞</p> <p><b>住宅性能評価</b> ＜1. 構造の安定＞</p>	<p>a 入居者の安全・安心を確保するため、地震、防風、積雪等の自然災害に対する構造の安定や、火災時の安全確保について、効果的かつ具体的な提案がなされているか。 (耐震性・耐風性・耐積雪性、火災対策、避難経路の確保など)</p> <p>b 防犯や事故防止等のセキュリティ対策について、効果的かつ具体的な提案がなされているか。 (建物の入退室管理、玄関及び居室等の施錠管理、インターホンの機能、転落防止対策、外構施設による対策、遠隔監視システムなど)</p> <p>c その他、災害対策やセキュリティ対策において独自の提案がなされているか。</p>	<p>30</p>

<p>イ 遮音対策やシックハウス対策の適切性</p> <p><b>主な評価対象様式</b>          &lt;様式44&gt;          &lt;様式46&gt;</p> <p><b>主な評価対象図面</b>          &lt;建築計画概要、機械設備計画概要、仕上表&gt;</p> <p><b>住宅性能評価</b>          &lt;8.音環境&gt;</p>	<p>a 入居者が安心できる住居空間を確保するため、諸室間の床や壁の遮音対策や、窓の遮音対策において、効果的かつ具体的な提案がなされているか。          (床衝撃音対策、界壁・外壁・開口部等の遮音性能など)</p>	30
	<p>b 室内のシックハウス対策において、効果的かつ具体的な提案がなされているか。          (ハウスダスト対策、化学物質対策など)</p>	
	<p>c その他、遮音対策やシックハウス対策において独自の提案がなされているか。</p>	

③維持管理費の軽減に配慮した経済的な施設づくりに関する事項 (配点50点)

加 点 項 目	審 査 基 準	配 点
<p>ア 維持管理費の軽減に関する適切性</p> <p><b>主な評価対象様式</b>          &lt;様式44&gt;          &lt;様式47&gt;</p> <p><b>主な評価対象図面</b>          &lt;建築計画概要、構造計画概要、電気設備計画概要、機械設備計画概要、仕上表、平面図、詳細平面図、断面図&gt;</p> <p><b>住宅性能評価</b>          &lt;3.劣化の軽減、4.維持管理・更新への配慮、5.温熱環境・エネルギー消費量&gt;</p>	<p>a 施設の長寿命化を図るため、建物の構造躯体の劣化軽減や維持管理・更新への配慮などにおいて、効果的かつ具体的な提案がなされているか。          (構造躯体の耐久性向上、使用材料の劣化軽減対策、フレキシビリティの確保、給排水管等の点検・清掃、補修のしやすさなど)</p>	50
	<p>b 断熱性能の向上や高効率設備機器の導入などによる省エネルギー化や光熱水費の抑制において、効果的かつ具体的な提案がなされているか。          (外壁・窓等の断熱性能、高効率な空調・給湯・照明など)</p>	
	<p>c その他、長寿命化や維持管理費の軽減において独自の提案がなされているか。</p>	

④施工計画に関する事項（配点10点）

加 点 項 目	審 査 基 準	配 点
ア 工程管理、品質管理、 周辺環境への配慮等の 適切性  主な評価対象様式 <様式48>	a 工程管理が適切で、工事現場の状況を無理のないものにするなど、効果的かつ具体的な提案がなされているか。	10
	b 品質管理が適切で、民間活力活用事業ならではの民間ノウハウが発揮されたものにするなど、効果的かつ具体的な提案がなされているか	
	c 周辺環境への配慮が適切で、工事現場の周辺（工事アクセスを含む。）に多くの影響をあたえないものにするなど、環境影響評価等を踏まえた効果的かつ具体的な提案がなされているか。	
	d その他、工程管理、品質管理、周辺環境への配慮等において独自の提案がなされているか。	

4) 維持管理・運營業務に関する事項・・・配点合計90点

①維持管理業務に関する事項（配点40点）

加 点 項 目	審 査 基 準	配 点
ア 実施内容等の適切性  主な評価対象様式 <様式50>	a 維持管理業務の実施内容等が適切で、施設の環境・美観の維持、施設の機能維持、入居者の安全確保などに、民間の創意工夫やノウハウが発揮された効果的かつ具体的な提案がなされているか。	40
	b 特に、施設の長寿命化やライフサイクルコストの縮減に向けて、建物・設備の大規模な修繕や更新計画、光熱水費の縮減などに独自の提案がなされているか。	
	c その他、実施内容において独自の提案がなされているか。	

②運營業務に関する事項（配点20点）

加 点 項 目	審 査 基 準	配 点
ア 実施内容等の適切性  主な評価対象様式 <様式51>	a 運營業務の実施内容等が適切で、入居者の利便性向上や非常時の対応、安全・安心の確保などに、民間の創意工夫やノウハウが発揮され効果的かつ具体的な提案がなされているか。 (管理人との連携、短い入居サイクルへの対応、施設利用マニュアル、ヘルプデスク、退去時クリーニング、防犯・防災管理など)	20
	b その他、実施内容において独自の提案がなされているか。	

③付帯業務に関する事項（配点30点）

加 点 項 目	審 査 基 準	配 点
ア 必須付帯業務（コインランドリー設置・運営）、提案付帯業務の適切性  主な評価対象様式 <様式52>	a コインランドリーの設置・運営業務の実施体制及び実施内容等が適切で、設置場所、設置台数、料金設定など、民間の創意工夫やノウハウが発揮された効果的かつ具体的な提案がなされているか。	30
	b 既に学内に設置されているランドリー施設（3カ所）を含めた運営について、施設全体の効率的な運営や一部施設（ユニバーシティヴィレッジ前）の集約化など、効果的かつ具体的な提案がなされているか。	
	c 提案付帯業務の実施体制及び実施内容等が適切で、入居者（既存宿舍の入居者を含む）の福利厚生等に資するサービスの提供について、民間の創意工夫やノウハウが発揮された独自の提案がなされているか。	
	d その他、コインランドリーの設置・運営業務、提案付帯事業において独自の提案がなされているか。	
	e その他、提案付帯事業において独自の提案がなされているか。	

5) 地域経済への配慮や地域資源の活用に関する事項・・・配点合計80点

①地域経済への配慮に関する事項（配点40点）

加 点 項 目	審 査 基 準	配 点
ア 県内企業の活用等への配慮  主な評価対象様式 <様式54>	a 県内企業の入札参加グループへの参画のほか、施設整備業務、維持管理・運営業務、資金調達などの事業全般にわたって、県内企業の活用や地元雇用、資材の地元調達等について、効果的かつ具体的な提案がなされているか。	40
	b その他、地域経済への配慮において独自の提案がなされているか。	

②県産木材利用推進に関する事項（配点40点）

加 点 項 目	審 査 基 準	配 点
ア 県産木材の利用推進への配慮  主な評価対象様式 <様式55>	a 秋田県木材利用推進条例等の趣旨を踏まえ、施設の劣化対策や維持管理・更新の容易性の確保に努めながら、建築物の木造化や内装木質化、備品等の県産木製品の導入などについて、効果的かつ具体的な提案がなされているか。	40
	b その他、県産木材の利用推進において独自の提案がなされているか。	
主な評価対象図面 <建築計画概要、構造計画概要、透視図、立面図、仕上表>		

## 6) 評価基準と加点水準

各加点項目の配点に以下の加点比率を乗じて得た点数を合計したものを性能審査点とする。

評点	評価水準	加点比率
5	特に優れている	100%
4	5と3の間	75%
3	優れている	50%
2	3と1の間	25%
1	要求水準を満たす程度である	0%

### (4) 価格審査

価格審査の配点は400点とし、評価点については、以下の式により算定した点数とする。  
評価点の計算に当たっては、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位まで算出する。

$$\text{価格評価点} = \text{配点} 400 \text{点} \times \frac{\text{提案のうち最も低い入札価格 (入札が無効な者の入札価格を除く。)}}{\text{当該入札参加者の入札価格}}$$

### (5) 優秀提案者の選定

審査委員会は、性能審査点及び価格評価点を加算して得られた値を総合評価点とし、総合評価点の最も高い入札参加者を優秀提案者として選定する。

なお、総合評価点の最も高い入札参加者が複数ある場合は、性能審査の得点が最も高い入札参加者を優秀提案者として選定する。

$$\text{総合評価点} = \text{性能審査点} + \text{価格評価点}$$

## 6. 事業者の決定

大学は、審査委員会の審査の結果により選定された優秀提案者を事業者として決定する。

なお、優秀提案者が複数いるときは、当該優秀提案者にくじを引かせて事業者を決定する。

この場合において、当該入札参加者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員にこれに代わってくじを引かせ事業者を決定する。